

平成28年度 第2回 大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会 議事要旨

1. 開催日時・場所

○日時：平成29年3月24日(金) 9:30～12:00

○場所：大阪府西大阪治水事務所

2. 出席委員

尾崎 博明 委員 (会長)

貫上 佳則 委員

西田 修三 委員 (会長代理)

細見 正明 委員

(欠席：島田 洋子 委員)

3. 主な内容

(1) 神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

●河床高の変動については、大規模な出水の際の調査をお願いしたい。また、対策方針としては、一部を除去して覆砂することで十分だと思うが、今までの覆砂された箇所について、その後のケアはどうなっているのか。覆砂した状態が維持されているのであれば、今回提案の1 mまで掘削して覆砂というのは非常に合理的だと考える。(細見委員)

→河床高調査については、来年度の発注業務で大規模出水後の河床高と併せて継続して調査を実施する予定。また、対策工の箇所の結果については、マニュアルに従い5年間のモニタリングを実施している。対策済モニタリング範囲の表層DXN濃度を資料に掲載しているが、60 pg-TEQ/g程度以下である。覆砂厚については、同様に試料を採取して調べているが、今後とりまとめて報告したい。(神崎川出張所)

●河床変動の調査については、具体的にどのような調査を実施する予定か。(西田委員)

→具体的な調査内容は検討中で、出水数日後という計測までは考えてはいない。ただ、6月から10月までの台風期における出水後の河床を長期的に確認して、変動を見ていくのが良いと現時点では考えている。(神崎川出張所)

→おそらく大規模出水時に大きな洗掘が起こり、その直後に新たな堆積が起こってある程度回復していくことになると思うが、問題は洗掘量であり、暫く経って堆積して地形が戻った後測っても、どの程度洗掘されるかの評価にはなりにくいので、河床変動だけではなくどの程度入れ替わるのかを踏まえた調査をお願いしたい。(西田委員)

●優先順位の高いA-15については1点しか分析していないが、対策範囲を確定する詳細調査については縦断方向、横断方向にも相当数の調査ポイントをこの辺りに設けることになるのか。（西田委員）

→A-15から縦断方向については、優先順位は異なるがA-16や上流側も対策範囲である。流心側、横断方向にどの程度の分布があるかを確認し、範囲を特定していきたい。他の箇所も同様に、もう1点流心方向で測ってみる形になると思う。（神崎川出張所）

→それは結局、対策の量と関係してくる。今はある一定の予測ということだが、流心方向で測ることは非常に重要と思われる。（尾崎委員長）

●29年度のスケジュールについてはどのように考えているのか。先程のA-15とその他の優先順位の範囲特定ぐらいで終わってしまうのか。（貫上委員）

→承認いただけたら、④-1の範囲特定と、次の④-2付近を特定できるようであれば、29年度に工事着手できるよう進めたいと考えている。（神崎川出張所）

★今後の神崎川での対策に関しては、提示された優先順位で進めていくこととする。（尾崎会長）

(2) 正蓮寺川について

・現在の工事・現場状況及び今後の工事について

○最上流部の状況および公園事業

●客土、覆土の流出をうまく抑えていると思うが、実際汚染土までどのくらい客土があるのか。（西田委員）

→前回施工した部分は土嚢を設置した経過状況を見ているので、残りの部分については確認はできていないが、今回施工した部分は、50センチ以上確保している。（大阪市公園）

●前回の審議会以降、A、Bは新たに流出があつて、応急対策はとられているが、このような箇所は他にはないのか。（尾崎会長）

→現在、月1回を目標に経過観察しており、問題があれば早期対応は考えている。また、雨の状況など天候次第で状況は確認している。（大阪市公園）

●平成29年度整備予定についてだが、応急措置ではない対策をいつ頃までに完了する予定なのか。（尾崎会長）

→現在、公園工事については来年度工事の設計を進めており、出来次第、契約手続等を踏まえ工事着手となるため、秋頃になると思われるが1日でも早く着工できるよう努めていきたいと考えている。完了については30年度の1月、2月ぐらいを予定している。（大阪市公園）

○此花下水処理場ポンプ場築造工事

●特になし

○ 工事中の環境監視結果について

●最終的にはDOの影響は大きくないと思うが、DOの値が監視基準を下回っている期間が続いている状況を考えると、27年度までの水門下流300mの値や、大阪湾の値と比較した上で、工事の影響はないと判断すべきでは。（貫上委員）

●従来よりDOは水温が高くなるほど低くなるということであったが、今回のDOの低い期間は、かなり長期にわたっていると思う。もし考えられる要因があるのならば、少しつけ加えられたほうがいいのでは。（尾崎会長）

→ご指摘の通り、今回については、これまでと違って数値が低い期間が長かったということで、今後も継続して調査を継続していき、その中で考えられるいくつかの要因の可能性があれば検討していきたい。（西大阪治水）

○ 環境計画の見直しについて

●資料に示された濁度データでは、基本監視点と参考地点のデータのどれとどれを比較したらいいのかわかりづらい。個別値、平均値を超過した場合の工事の影響の有無の判断をどのように理解すればよいのか。（細見委員・貫上委員）

→工事影響の有無は基本監視点での濁度データで判断する。基本監視点で濁度が監視基準を超えた場合は工事との因果関係を確認することとなるが、工事以外の状況（具体的には上流側の参考地点である河川ボックスの状況等）もあわせて確認し判断している。二つの地点での濁度の相関係数は0.93、平均値・最大値もほぼ同じ値を示しており、基本監視点での濁度は河川ボックスの影響を受けており、河川ボックスと基本監視点の間で実施している工事の影響はないと判断している。（大阪市下水）

●データが相当数あるので、もう少し統計処理が必要だと思う。基本監視点と河川ボックスとの相関係数で0.9だから大丈夫というのは、ちょっと心配がある。母集団としても同じと判断できるかどうか、さらなる統計処理を行って確認してほしい。（貫上委員）

●仮に頻度を下げて監視し、工事の影響であるというデータがあったときには、その後の調査は、頻度はもとに戻すと考えてよいのか。また、それはどこかに明記されているのか。（西田委員）

→環境監視計画書に明記されている通り、監視基準を超えれば、まず工事との因果関係を確認する。そこで明らかに工事の影響であれば、工事を一旦中断して対策を講じた後、工事を再開するときには毎日監視を2週間実施し、影響がなければ、それ以降週1回の監視に戻す。（大阪市下水）

★再度データを確認することを前提として、濁度監視の調査頻度については、開放水域での工事期間については毎日実施、陸地化範囲での工事期間については週1回実施として承認する（但し、確認した結果内容が全く違う場合には、会

長に報告の上、再度諮問することも検討する)。(尾崎会長)

(3) その他

○ 左門殿川辰巳橋における底質ダイオキシン調査について

●監視点④の常時監視時点と追跡調査時点の毒性等量がかなり違う。同じ地点といっても、ちょっとこれは違い過ぎるんじゃないかという印象がある。(尾崎会長)

→確かに常時監視での異性体のパターンと追跡調査での異性体のパターンでは、少し様子が違う。引き続き常時監視を続けては行くが、この時はちょうどスポット的に特異なものを取ったのではないかと考えている。(府環境保全課、府河川室)

●【貫上委員】常時監視と追跡調査の毒性当量濃度(TEQ)で10倍以上違う。推測だが、PCDDやPCDFの実測濃度はおそらくほとんど同じで、126番のPCBの濃度がかなり多かったのではないか。すなわち、常時監視の際の126番のPCBの値がとても高くて、結果的にこのようなパターンになったと見るのが妥当と思われる(貫上委員)

→おっしゃる通り異性体パターンを、実際のTEQのレベルに合わせると、PCDF、PCDDの高さというのは、ほぼ近くなってくると思う。126のPCBがとても大きい数値になってこようかと思う。(府河川室)

→日によって流況も多分違うと思うので、同じようなデータは出ないと思うが、やはり少し特異だと思うので、引き続き監視を続けてほしい。(尾崎会長)

★一般傍聴からの発言受付 → 発言なし